

特定調停事件における債権者の皆さんへ

那覇簡易裁判所

沖縄簡易裁判所

名護簡易裁判所

平良簡易裁判所

石垣簡易裁判所

この度、那覇地方裁判所管内の各簡易裁判所における特定調停事件について、特定債務者の経済的再生と債権者間の平等を図るため、下記のとおりのお取扱いをすることになりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

記

【方針】

平成14年1月1日以降、新期日指定分の「特定調停事件」の事務処理については、一律、調停成立日以降の将来利息は認めず、過去の「利息」及び「遅延損害金」についても約定利率・損害金の利率が利息制限法の制限利率を超える場合は、利息制限法1条1項の上限利率と同率の限りで調停を進めます。

したがって、裁判所に提出する計算書は、貸金業法43条のみなし弁済が適用される場合でも、利息・遅延損害金とも利息制限法1条1項の上限利率「例えば、貸金が10万円以上100万円未満の場合、利息、遅延損害金とも年18パーセントになります。」で引身直して提出してください。

【理由】

特定債務者等の調整の促進のための特定調停に関する法律（特定調停法）が、支払不能に陥るおそれのある債務者等（特定債務者）の経済的再生に資することを目的として、平成12年2月17日に施行され、約1年9月が経過しました。

この間、経済状況は好転せず、特定調停の申立が急増するところとなり、特定債務者の場合はほとんどが無資産者で、現に破産もしくはそれに近い状態にある者がほとんどです。そこで、特定債務者に対し、将来利息を認め、利息制限法を超える

利息・損害金を認めると、経済的再生が困難となり、結局、破産に追い込まれるケ
ースも見られ、仮に破産手続をとると配当はほとんど認めません。

さらに、このような状況を放置するとせっかく定着しかけた特定調停が機能せず、
多くの債権者は、平成13年4月1日から施行された民事再生法における再生手続
を利用することも考えられ、この場合は、元本を大きく割り込んだ弁済しか受けら
れないおそれがあり、債権者の皆さんもさらに厳しい対応を迫られる可能性があります。

一方、特定調停手続によると、債権者の皆さんは、残元金のほぼ全額を確保し、
債務名義も容易に確保できる利益があります。また、わが国の市中金利が著しく低
率である現状からみて、約定利率は高率に過ぎ、著しく均衡を失っていると考
えます。

以上のような状況を踏まえて十分な検討を行った結果、今後の特定調停の取扱い
について、当庁でのこれまでの運用を勘案し、冒頭の方針をとることにしました。

このような運用は、すでに東京、大阪、名古屋管内の各簡易裁判所と福岡、小倉、
大分、鹿児島、宮崎の各簡易裁判所で行われており、全国的な流れになってきてい
ます。

特定債務者の経済的再生のため、債権者の皆さんにもご理解とご協力をお願い
いたします。

なお、この説明に疑問がある場合には、代表者本人（社長）か、債権処理に決裁
権のある方が、裁判所の調停係においでくだされば、お答えします。

以上